岩見沢市ＵＩＪターン促進支援助成金の交付申請に関する誓約事項

１　北海道及び岩見沢市から報告又は立入調査を求められた場合には、それに応じます。

２　岩見沢市ＵＩＪターン促進支援助成金交付要綱に基づき、以下の場合には、助成金の全額又は半額を返還します。

（１）助成金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）助成金の申請日から３年未満に岩見沢市から転出した場合：全額

（３）助成金の申請日から３年以上５年以内に岩見沢市から転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（４）北海道実施要領第５－１－（１）－イにおいて、移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（起業の場合のみ）

（５）北海道の地域課題解決型起業支援事業補助金に係る交付決定を取り消された場合：全額

岩見沢市ＵＩＪターン促進支援事業に係る個人情報の取扱い

　北海道及び岩見沢市は、岩見沢市ＵＩＪターン促進支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに北海道及び岩見沢市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、北海道及び岩見沢市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。